主 文

本件特別抗告を棄却する。

理 由

本件特別抗告の理由は別紙記載のとおりである。

所論は判例違反を主張するけれども、引用の判例は本件と事案を異にし適切を欠き、原決定の認定を非難するものに外ならず、論旨は特別抗告適法の理由とならない。

よつて刑訴四三四条、四二六条一項により裁判官全員一致の意見で主文のとおり 決定する。

昭和三六年一二月二六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	垂	水	克	己
裁判官	河	村	又	介
裁判官	高	橋		潔
裁判官	石	坂	修	_
裁判官	五	鬼上	堅	磐